2022年 7月14日 13時57分 人場東京三弁護会刑事弁護センター 「ax:∪□□4547.110

別紙1

(二) 1966 (被疑者用)

東京三弁護士会刑事弁護センター 御中

氏名 孫樹斌

明治・大正 49 年 3月 2/日生)(男・女)

(弁護士会提出用)

収容場所 大山奇 警察署留置施設

(連絡先: 03-3494-0110 (3513)

私選弁護人選任申出書

私に対する下記の被疑事件について、私選弁護人選任の申出をします。

記

- 1 <u>図</u> 逮捕日 / □ 勾留日 ^{令和} <u>4</u>年 7月 13日
- ※ 勾留されている場合には勾留日の前の口にレ印を記した上で勾留された日を記入してください。 逮捕されてまだ勾留されていない場合には逮捕日の前の口にレ印を記した上で逮捕された日を記入してください。
- 2 罪名・罰条 建造物侵入・刑法第130条前段 ※ 逮捕・勾留された事件の罪名・罰条を記入してください。
- 3 添付書類

口 有り 図 無し

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

申出人殿

第二東京,弁護士会

通知書

は、貴殿の私選弁護人として受任しませんでした。

※ この欄は被疑者から私選弁護人選任申込みがあったときに使用します。

- □ 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。
 - ※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

From:法テラス東京

03 6911 0151

2022/07/16 13:59

#326 P.004/004

From:東京地震令状事務案

03 3581 6332

2022/07/16 13:36

#595 P.002/016

国選弁護人候補指名通知依頼書

	日本司法支援センタ	7一東京地方事務所 御中		東京地	方裁	判所刑事等	第14部
	進行番号	通知回答期限	T	令和4年7月17日	T	依頼日	令和4年7月16日
25	スン シューヒーン	(ソ シュー t *ン		生 年 月 1974年3月21日生 日		警視庁大崎警察署留置施設	
破疑者	スン シュービン			北京語		(勾留場所と異なるときの明 扱警察署 警察署)	
	勾留日	番号				事件名	
事件	令和4年7月 令和4 15日 令和		号	建造物侵入			
	遺弁護人 任請求の別	法第37条の2					
	口 女性 口 少	年 四国籍(中华人	配	英知 回)		
100	□ (別・前)事件の国選弁護人						
	□ 裁判員裁判対象						
坝	□ (当番・扶助) /	からの切替希望弁護士			_ 0	東京・第一	一東京・第二東京)
					((A) · B	6270

国選弁護人候補指名通知書

	氏名	サカタ コウイチ 安録番号 44891						
国選弁護	事務所所在地	〒 162-0066 東京都新宿区市谷台町5-3 第二光ビル102 坂田法律事務所						
護人		TEL 0363800548 FAX 0363800549						
候補	所属弁護士会名	第一東京弁護士会						
補	総合法律支援法第39条	■ 総合法律支援法第39条第2項第1号						
	第2項に掲げる国選弁 題人契約弁護士の別	□ 総合法律支援法第39条第2項第2号						

上記總經濟殿

東京地方 地方区 機能力及接官 数

日本到途位派センター 東京地方事務所 御中 上記物等等に対する上記機構事件について、上集団選弁護人 採売金の高速弁護人に選任されたから通知する。

金百年年7月16日

東京地方證明所刑事第14部

裁判所臺記官 資 岡





押収品目録交付書

令和4年7月21日

孫 樹斌 殿

警視庁大崎警察署



被疑者 孫 樹斌 に対する 建造物侵入

被疑事件につき、

令和4年7月21日 警視庁大崎警察署

において、

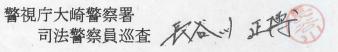
本職は、下記目録の物件を押収したので、この目録を交付します。

•	押	収	Б		目,	録		
番号	品	名	数量	番号	品		名	数量
1	ノートパソコン (黒色、Lenovo勢 源コード付きのもの)	4、電	1台	11	クレジットラ (孫 樹斌ネ ニコス株式名	名義、三菱		1枚
2	ノートパソコン (銀色、DELL製、電 コード付きのもの)	直源	1台	1 2	クレジットス (孫 樹斌(発行のもの)	名義、セブ	ン銀行	1枚
3	携帯電話機 (i Phone、本体 黒色カバー付きのもの)	県色、	1台	13	クレジット? (ソフトバ: ト・サービ? もの)	ノク・ペイ		1冊
4	携帯電話機 (i Phone、本体~ ジュ色のもの)	· · · · ·	1台	14	スイカカー	F		1枚
5	預金通帳 (孫 樹斌名義、三井位 行発行、ケース付のもの		1通	15	パスモカー	F		1枚
6	預金通帳 (孫 樹斌名義、三菱U 銀行発行の、ケース付の)		1通	16	ノート (黒色、大学 会社と記載		ン株式	1冊
7	預金通帳 (孫 樹斌名義、みず/ 発行のもの)	ま銀行	1通	17	鍵 (カラビナイ	寸きのもの)	11個
8	キャッシュカード (孫 樹斌名義、三井位 行発行、ケース付のもの		1枚					
9	キャッシュカード (孫 樹斌名義、三菱U 銀行発行のもの)	JFJ	1枚					
10	キャッシュカード (孫 樹斌名義、みずい 発行、ケース付のもの)		1枚					

押収品目録交付書

令和4年7月25日

孫 樹斌 殿



被疑者

孫 樹斌

に対する 建造物侵入 被疑事件につき、

令和4年7月25日 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号 被疑者方において、 本職は、下記目録の物件を押収したので、この目録を交付します。

	押	収		12	目	録	
番号	65	名	数量	番号	品	名	数量
1	書類 (緑色ファイル) るもの)	こ綴られてい	一式				
2	書類 (甲第3号証の あるもの)	11等と記載	一式				
3	書類 (東京地方裁判所 る封筒入りのもの	所等と記載あ の)	一式				
)					
		1.					

3系村斌 様

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、当大使館はその付与された権限をもって下記事項をあなたに通知します。

- 一、 当大使館は、あなたが不平等な待遇を受けていないか気にかけています。当大使館には、あなたの正当な権利・利益を守る権力と義務がありますが、あなたの違法または犯罪行為を庇うことはしません。あなたが確かに日本の法律に抵触している場合は、深く反省し、悔い改め、相応の法的な責任を負わなければなりません。もし、事実に反するのであれば、警察・検察側に明確に真実を話し、必要に応じて弁護士を招聘し弁護を依頼してください。
- 二、 あなたが逮捕・拘留されている間も、下記の基本的権利は保障され なければなりません。
- 1、 現行犯あるいはその他特別な事由がある場合を除き、警察・検察側は逮捕する際に逮捕状を必ず呈示しなければならず、あなたは逮捕される際に当大使館に通報される権利及び弁護士を招聘し弁護される権利を告知されなければなりません。
- 2、 警察は、逮捕後 48 時間以内に検察に移送する(送検)か釈放する か決定を下します。検察は、送検から 24 時間以内に拘留するか否か を判断します。検察による逮捕または警察による留置から約 20 日以 内に起訴か釈放かが決定されます。起訴された場合、事件の審理が行 われ判決が言い渡されます。
- 3、 あなたは、暴力を受けてはならず、病気の際は診療を受けられます。 食事、入浴及び屋外活動では、他の人と同様の待遇を受けられます。 仮に「接見禁止」の措置が採られたとしても、あなたは弁護士もしく は当大使館と連絡を取ったり、面会することができます。
- 4、 あなたには、弁護士を招聘し弁護を得る権利があり、自分の弁護に 適していると思われる弁護士を自分で探し選択できます。経済的な理 由で弁護士を招聘できない場合は、警察・検察側に費用負担がない「国 選弁護士」を手配してもらうことも可能です。

もし、あなたの上記の権利及び利益が侵害されたり、その他の助けが必要な際は、当大使館に手紙で連絡ができ、当大使館は引き続き注意を払っていきます。

手紙送付先住所: 〒141-0022 東京都品川区東五反田 4-6-6 中華人民共和国駐日本大使館領事部

弘本拉生/女士:

你好!

<u>2022</u>年<u></u>月<u>13</u>日,本大使馆接到<u>大い</u>警察署关于你被捕的领事通报,罪名是<u></u>建始信入

根据《维也纳领事关系公约》和中日两国的有关法律规定,本大使馆依权限对你告知如下:

- 一, 我馆非常关注案件的处理进展情况,也很关心你是否受到不公正对待。我馆有权利,义务维护你的合法权益,但不能袒护你的违法或犯罪行为。如你确实触犯日本法律,应深刻反省和悔改,承担相当的法律责任;如被指控罪名与事实有出入,请向警方和检方耐心解释,讲明事实,必要时聘请律师为你辩护。
 - 二, 你在被逮捕,关押期间,如下的基本权利应得到保障:
- 1,除现行犯或其他特殊情况外,警察或检察机关对你逮捕须出示逮捕令;被捕时你应被告知有向本大使馆通报和聘请律师辩护的权利。
- 2, 警察机关逮捕你后应在 48 小时内做出移送检察机关处理或释放的决定检察机关受理后应在 24 小时内做出是否刑事拘留的决定;检察机关逮捕或自警方接管你后,总计一般约在 20 日在做出起诉或释放的决定;如被起诉,将进行审理判决。
- 3, 你的人身不得受到暴力侵犯,生病时可要求就医;饮食、洗澡和室外活动应获得与他人平等的待遇;即使被定为"接见禁止"的情况下,你仍可与律师或本大使馆通讯或会面。
- 4, 你有权聘请律师辩护,可自行寻找并选择你认为合适的法律人士; 如因经济原因无力聘请律师,可请日本警方或检方为你指定免费的"国选律师"。

如你上述正当权益受到侵害,或有其他情况需要协助,可与我馆写信联系,我馆将继续关注。

来信地址:邮编 141-0022 東京都品川区東五反田 4-6-6 中華人民共和国駐日本国大使館領事部領僑組

中华人民共和国驻日本国大使馆领事部

2022 年 7月 (9日



141-0032

孫樹斌様

如川区大崎警察署

中華人民共和国大使館

Embassy of the People's Republic of China

〒106-0046 東京都港区元麻布 **3-4-33** 4-33, Moto-Azabu 3-Chome, Minato-ku, (106-0046) Tokyo